



学校いじめ防止基本方針



令和2年4月
塩竈市立第一小学校

塩竈市立第一小学校 いじめ防止基本方針

I はじめに

- 1 いじめの定義
- 2 いじめ防止のための基本理念

II いじめ防止のための取り組み

- 1 いじめの未然防止
 - (1) 基本的考え方
 - (2) いじめの未然防止のための措置
- 2 いじめの早期発見
 - (1) 基本的考え方
 - (2) いじめの早期発見のための措置
- 3 いじめに対する措置
 - (1) 基本的考え方
 - (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - (3) いじめを受けた児童や、その保護者への支援
 - (4) いじめた児童への指導や、その保護者への助言
 - (5) いじめが起きた集団への働き掛け
 - (6) ネット上のいじめへの対応
- 4 その他の留意事項
 - (1) いじめ対策年間指導計画の作成と実施
 - (2) 組織的な指導體制
 - (3) 校内研修の充実
 - (4) 校務の効率化
 - (5) 学校評価
 - (6) 近隣校や家庭、地域との連携

III いじめ防止等の対策のための組織

- 1 いじめ対策委員会
 - (1) 目的
 - (2) 委員会の構成
 - (3) 委員会の主な役割
 - (4) 委員会の開催
- 2 いじめ問題調査委員会
 - (1) 設置
 - (2) 委員会の構成
 - (3) 委員会の主な役割
 - (4) 調査の方法
 - (5) 調査結果の提供及び報告
 - (6) その他の留意事項

※ 児童の自殺という事態が起こった場合（いじめがその要因として疑われる場合）の「自殺の背景調査」における留意事項

〈資料1〉いじめ発見のためのチェックシート【保護者用】

〈資料2〉いじめ発見チェックシート【教師用】

〈資料3〉いじめ発見チェックシート【学校用】

〈資料4〉いじめの背景調査 <聴き取りシート>【加害・被害・傍観者用】

塩竈市立第一小学校 いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利及び基本的人権等を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。また、いじめは、いつでも、どこからでも、どの児童にでも起こり得るものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になり得るという危険性をもはらんでいる。

本校は、児童の尊厳を保持するため、家庭、地域、市や関係機関との連携のもと、いじめ根絶への取組と、いじめ問題発生時の適切な対処に全力で取り組む。その総合的かつ効果的な推進のために、いじめ防止基本方針を策定する。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止のための基本理念

- (1) いじめ防止等の対策により、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
- (2) 児童自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子供社会の実現に努めることができるようにする。
- (3) いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、保護者、地域、関係機関がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に連携して取り組む。

II いじめ防止のための取り組み

- 1 いじめの未然防止 → 2 いじめの早期発見 → 3 いじめに対する措置
4 その他の留意事項

1 いじめの未然防止

(1) 基本的考え方

未然防止の基本は、児童一人一人が安心して学校生活を送ることができる学校の環境をつくることにある。本校は、その環境をつくるために、全教職員で児童指導の三機能（自己存在感・共感的な人間関係・自己決定）を生かした授業づくり、集団づくり、学校づくりを推進する。また、未然防止の取組が着実に成果を上げられるように、学校の取組を定期的なアンケートを実施したり日常的な児童の行動の様子を把握したりして適宜評価し、それを基に改善を検討していくP D C Aサイクルに基づく取組を継続していく。

(2) いじめの未然防止のための措置

- ① いじめについての共通理解と未然防止のための共通行動
 - ・ 教職員においては、職員会議において、年間計画に基づくいじめ未然防止の取組を確認するとともに、本校児童の実態と、それに基づく指導上の留意点等を共通理解する。
 - ・ 児童においては、朝会（児童指導）や学級活動などで、校長や教職員がいじめ根絶について触れ、「いじめは人間として絶対に許さない」校風を醸成していく。
 - ・ 保護者、地域においては、学校だよりや学校ホームページで学校の取組を発信し、理解を得るとともに、いじめ未然防止のための協力を求める。
- ② いじめに向かわない態度・能力の育成
 - ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などを通して、他人の気持ちを共感的に理解しようとする態度や自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重しようとする態度を養う。
 - ・ 授業や係活動、清掃当番活動など日常の学校生活全般をとおして、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ③ いじめが生まれる背景と指導上の注意
 - ・ いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスがかかっている。このことを踏まえ、児童一人一人の学習理解状況だけでなく心情にも配慮しながら、どの児童も分かる喜びが味わえる授業づくりを進める。
 - ・ 児童がストレスを感じた場合、それを他人に直接ぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる支援を行う。
 - ・ 教職員の不適切な認識や言動により、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを容認するものにほかならず、いじめを受けている児童を孤立させ、いじめを深刻化させる。また、障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、指導に当たる。
- ④ 自己有用感や自己肯定感を育む
 - ・ ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が「認められている、満たされている」という思いを抱くことができるよう、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を工夫し、自己有用感を高められるよう努める。その際、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する
 - ・ 自己肯定感を高められるよう、授業や特別活動、係活動などにおいて、達成感や成就感を味わえるような体験の機会を積極的に設ける。
- ⑤ 児童自らがいじめについて学び、取り組む
 - ・ いじめのない明るく楽しい学校生活の実現について、児童が主体的に取り組めるよう、児童の発達段階に応じて、いじめ問題について考える場を設ける。
 - ・ 「アルカス☆塩釜☆」で提言した、「いじめ撲滅スローガン」による活動など異校種連携及び地域の児童生徒による主体的な取り組みを支援する。

2 いじめの早期発見

(1) 基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、学校の内外にかかわらず地域や保護者と連携を取りながら早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

(2) いじめの早期発見のための措置

① 実態把握、情報共有

- ・ 授業、休み時間、給食時間、放課後の時間等の児童の様子に目を配る。
- ・ 日記や作文等を活用して、児童の生活状況や悩みを把握する。
- ・ 月1回、学校生活についてのアンケート調査を実施し、いじめ等の問題を把握する。
- ・ 適宜、担任やスクールカウンセラーによる教育相談を行い、悩みの把握や解消を図る。
- ・ 学年・学級懇談会、家庭訪問等で、「保護者用いじめチェックシート」を活用し、保護者から情報を得る。
- ・ 集まったいじめに関する情報は、児童指導部で集約し校長に報告するとともに、必要に応じて教職員全体で共有する。

② 体制整備とその点検

- ・ 児童や保護者が、いじめに関して教職員に相談しやすいよう、日頃から良好な信頼関係を築くよう努める。
- ・ 教職員が児童や保護者の悩みを積極的に受け止めているか、学校のいじめの早期発見の体制が適切に機能しているか等を「教師用いじめチェックシート」を活用し、定期的に評価、改善する。

3 いじめに対する措置

(1) 基本的考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。対応に当たっては、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得るとともに、必要に応じて関係機関・専門機関と連携する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

① 児童の安全確保

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴

する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

② 組織での対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ問題対策委員会で直ちに共有する。その後は、いじめ問題対策委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

③ 警察との連携

いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と連携して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめを受けた児童や、その保護者への支援

① いじめを受けた児童への対応

いじめを受けた児童には、まず担任等が本人の訴えを本気になって傾聴し、親身な対応をする。その際、つらさや悔しさを十分に受け止め、「あなたが悪いわけではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。担任等は、教師は絶対的な味方であることと、具体的支援策を示す。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

② 保護者に事実関係を伝える

家庭訪問等により、その日のうちに迅速・正確に保護者に事実関係を伝える。いじめを受けた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。また、いじめを受けた児童が不安を感じるなど、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、安全の確保やその他具体的な取組方を正確に伝えて理解を得るように努める。保護者の心情に配慮した発言を心掛け、保護者との信頼関係を構築するように努める。

③ 教育環境の確保

いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、本人が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめが継続している場合にいじめた児童を別室において指導することとしたり、出席停止制度を活用したりするなど、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また、いじめを受けた児童の心理的ケアがさらに必要な場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、教員経験者・警察官経験者などの外部専門家の協力を得る。

④ 支援等の継続

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) いじめた児童への指導や、その保護者への助言

① 再発防止

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家等の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

② 保護者への助言

事実関係を聴取したら、迅速・正確に保護者に連絡し、事実に対する理解と納得を得る。情けなさや自責の念、今後への不安等の保護者の心情を理解した上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

③ いじめた児童への指導等

担任等は、いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行い、まずいじめがあったことを確認する。いじめがあったことが確認されたら、不満等の訴えを聴き、受容的な態度を取りつつも、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるように促すとともに、いじめられている児童の辛さに気付かせる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景や理由にも目を向け、当該児童の安心・安全・健全な人格の発達に配慮して指導を行う。

また、当該児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。指導後もいじめを繰り返すなどのいじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、別室等で特別の指導計画による指導を行うほか、教育上必要と認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加える。心身への苦痛や財産上の損害を与える行為を繰り返すなど、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、警察と連携して対処するとともに、市教育委員会と連携し出席停止制度を活用するなど、毅然とした対応をする。

懲戒等を加える際には、いじめには様々な要因があることに鑑み、教育的配慮に十分留意し、いじめた児童が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(5) いじめが起きた集団への働き掛け

① 「観衆」「傍観者」を作らない指導

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。さらに、学級活動等で、MAPや構成的グループ・エンカウンターの手法を取り入れた仲間づくり活動により仲間との絆の大切さを実感させたり、無視されるなどいじめの疑似体験(ロールプレイング)などによりいじめを受けることは苦痛であることについて実感を伴って理解させたりするなど、五感に訴える指導を積極的に取り入れる。

② 望ましい集団づくり

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪を指すものではなく、被害児童と加害児童との関係修復、そして、いじめにはかかわっていない児童を含めて、学級や学年の児童との関係が良好になり、望ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(6) ネット上のいじめへの対応

① 不適切な書き込みへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。さらに、名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じ、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

② ネットパトロールと情報モラル教育

早期発見のために、県・市教育委員会や関係諸機関と連携するとともに、本校職員によるネットパトロールを行い、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないように、「宮城県24時間いじめ相談ダイヤル」等、関係機関の取組について周知する。

掲示板サイトやソーシャルネットワーキングサービス、携帯電話のメール等を利用したいじめは、大人の目に触れにくく発見されにくいため、予防として、学校における情報モラル教育を進める。その際、通信企業による出前講座や、宮城県警による講話を依頼するなどし、児童のみならず保護者に対してもネット利用に係る危険性について啓発していく。

4 その他の留意事項

(1) いじめ対策年間指導計画の作成と実施

学校基本方針に基づく取組の実施や具体的ないじめ対策年間計画を作成する。実施に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参加を図る。

(2) 組織的な指導体制

- ・ いじめ問題に適切に対応するため、校長を中心とした全教職員が一致協力できる体制を確立する。
- ・ いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- ・ 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者などの外部専門家を加える。

(3) 校内研修の充実

全教職員の共通理解を図るため、いじめを始めとする児童指導上の諸問題等に関する校内研修を年間指導計画に位置づけて実施する。

(4) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるように、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整え、校務の効率化を図る。

(5) 学校評価

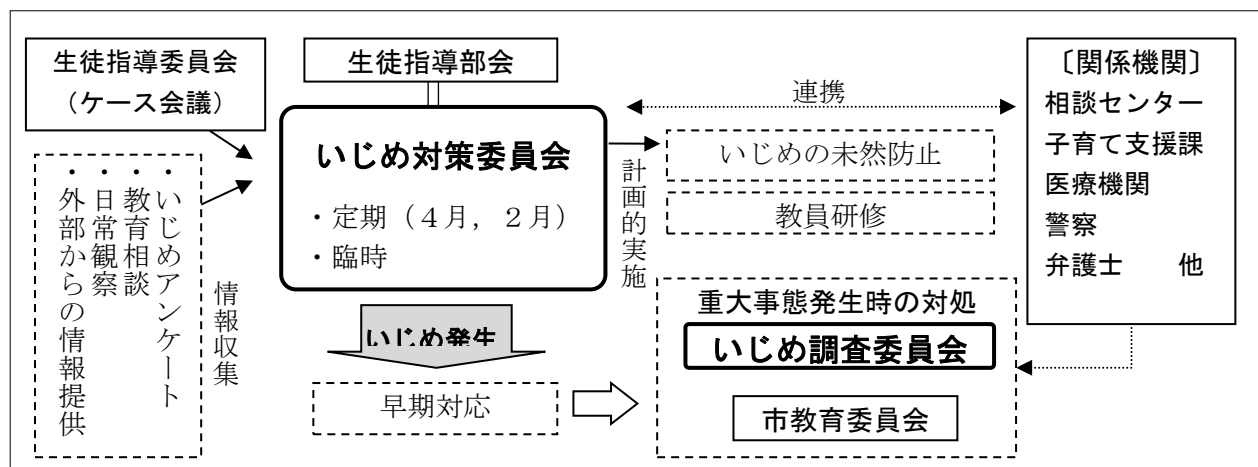
いじめへの対応について、PDCAサイクルに基づいて評価する（学校評価）。その際、い

じめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組の状況を評価し、その評価結果を踏まえて取組の改善を行う。

(6) 近隣校や家庭、地域との連携

小中連携の取組（アルカス塩釜）等により、近隣校と連携しいじめ対策を進める。また、PTA会合や学校だよりにより、保護者や地域に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だより等を通じて地域や家庭との緊密な連携体制を維持する。

Ⅲ いじめ防止等の対策のための組織



1 いじめ対策委員会

(1) 目的

- ① いじめ問題に関する年間計画を作成, 実行し, いじめの未然防止を図る。
- ② いじめ対策における教職員の資質能力向上を図る。
- ③ いじめの早期発見, 早期解決を図るとともに, 関係諸機関と連携し適切に対応する。

(2) 委員会の構成

校長 教頭 教務主任 副教務主任 生徒指導主任・生徒指導部員
養護教諭 スクールカウンセラー

(3) 委員会の主な役割

- ① いじめの未然防止
 - ・ 学校いじめ防止基本方針の策定と評価, 改善
 - ・ いじめ問題に関する年間指導計画の作成, 推進
 - ・ いじめに関する校内研修の計画, 実施
 - ・ 家庭, 地域への働きかけ
- ② いじめの早期発見
 - ・ いじめアンケートの実施状況及び結果の分析, 活用
 - ・ スクールカウンセラーによる観察, 面談からの情報の分析, 活用
 - ・ 教育相談体制及び日常的な児童観察の情報交換体制の整備と活用
 - ・ 安全サポーター等からの情報収集
- ③ いじめの早期対応
 - ・ いじめ発生時の迅速かつ適切な対応体制の整備
 - ・ 問題対応の方針の確認
 - ・ 市教育委員会への報告と関係機関との連携
 - ・ 被害, 加害児童(関係する児童を含む)へのケア, 指導及びその保護者への対応
- ④ 重大事態発生時の対処
 - ・ 市教育委員会への報告と, 「いじめ問題調査委員会」の組織及び運営支援
 - ・ 保護者会等による保護者への説明と協力依頼

(4) 委員会の開催

① 定期開催

- ・ 年2回（4月，2月）開催し，年間計画の策定，評価等を行う。

② 臨時開催

- ・ いじめ発生等，緊急の対応が必要な場合に即時，開催する。

2 いじめ問題調査委員会

(1) 設置

いじめ問題に係る以下の重大事態発生時に，事態への対処と，同様の事態再発防止を目的として設置する。

① いじめを受けた児童の生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

- (ア) 児童が自殺を企図した場合
- (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
- (ウ) 金品等の重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合など

② いじめを受けた児童が一定の期間，または連続して欠席や別室登校，早退することを余儀なくされている疑いがあるとき

③ その他

児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったときは，その時点で，重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 委員会の構成

塩竈市教育委員会の指導の下に，いじめ問題対策委員会を母体として，当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて構成する。

〔校内〕 校長，教頭，教務主任，副教務主任，生徒指導主任（生徒指導部），養護教諭，学級担任，教育相談担当教員，その他の関係職員

〔校外〕 スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー
スクールロイヤー（弁護士），精神科医，学識経験者 他

(3) 委員会の主な役割

- ① 発生した事案が重大事態であると判断したとき，当該重大事態に係る調査を行う。
- ② 調査実施時，当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し，当該調査に係る重大事態等その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 調査の方法

① いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめを受けた児童から十分に聴き取るとともに，在籍児童及び教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際，いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
- ・ 事実関係の確認とともに，いじめた児童への指導を行い，いじめ行為を止める。
- ・ いじめを受けた児童に対しては，事情や心情を考慮して継続的なケアを行い，落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ・ 調査に当たっては，塩竈市教育委員会の指導・支援の下，対応に当たる。

② いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

- ・ いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は，当該児童の保護者の要望・意見

を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

③ 調査を行う際のその他の留意事項

- ・ 1回の調査のみでは、重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。ただし、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。

(5) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・ いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係(いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について説明する。
- ・ これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ・ 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

② 調査結果の市長への報告

- ・ 上記①の結果を踏まえて、いじめを受けた児童及びその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市教育委員会を通じて市長へ送付する。

③ いじめた児童及び保護者への説明

- ・ 随時、学校への呼び出しを行うとともに、必要に応じて、家庭訪問を行う。

④ 他の保護者への対応

- ・ PTA役員等との相談の上、事実関係や指導の方向性がまとまってから行う。重大事案であることが明らかな場合は、緊急の説明会を開催し、状況説明を行う。

(6) その他の留意事項

① 地域住民等への対応

- ・ 地域住民からの苦情や情報提供などには、誠意をもって対応する。必要に応じて、電話対応者と電話対応内容のメモをとる職員を決めておく。

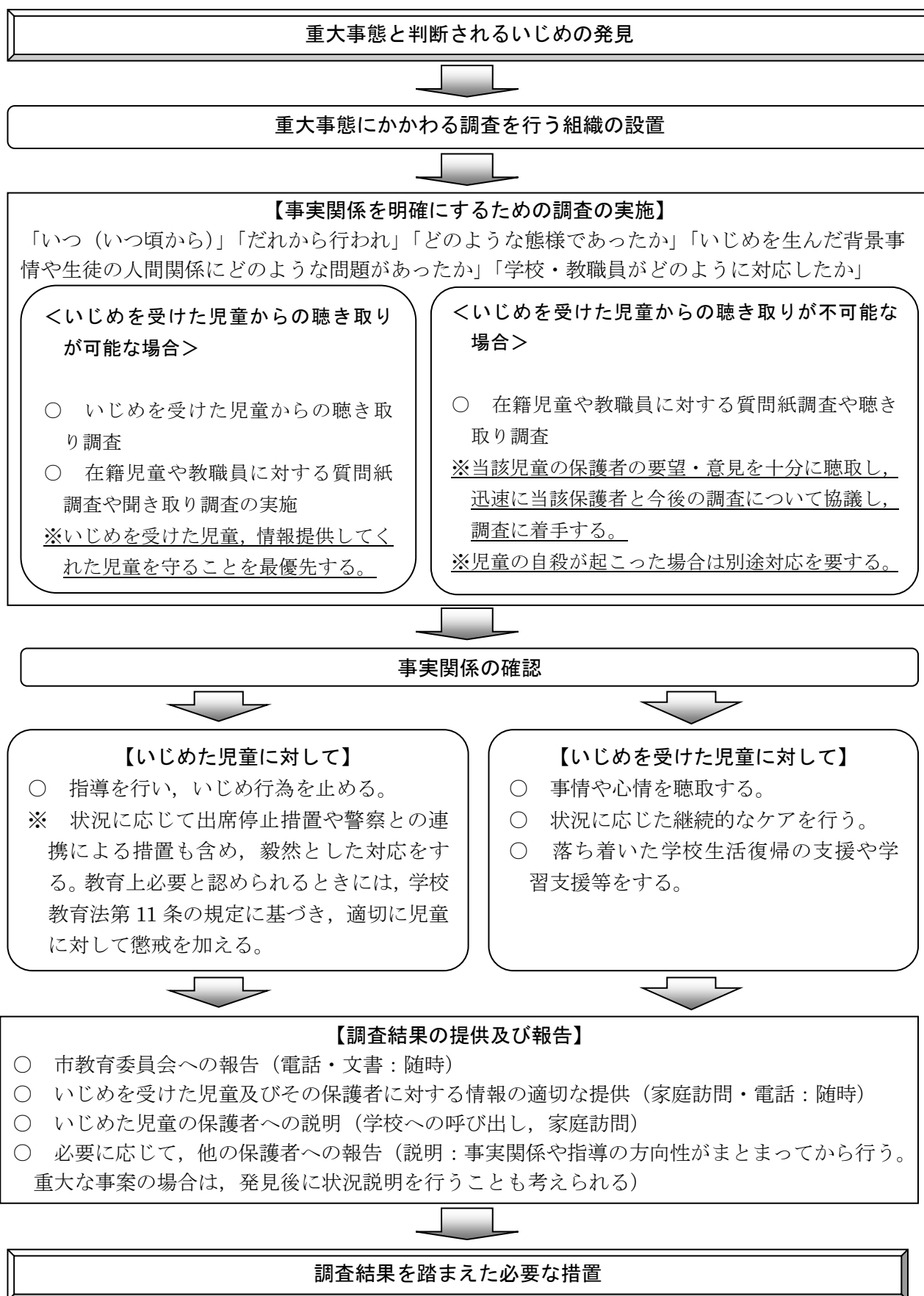
② マスコミへの対応

- ・ マスコミや報道機関へ電話対応は、原則、教頭が対応する。特に即答を避け、「取材時間、取材場所等」を決めて、市教育委員会の指導を受けた上で、マスコミの取材に応じる。

③ その他

- ・ 児童の心のケアに配慮するために、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの緊急派遣を、市教育委員会をとおして要請する。
- ・ 調査結果記録のほか、電話対応やマスコミ対応の記録も保管する。

《事実関係を明確にするための調査の進め方》



児童の自殺という事態が起こった場合（いじめがその要因として疑われる場合）の「自殺の背景調査」における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にするものとする。

1 遺族に対して

- ・ 詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・ 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

2 調査内容・方法について

- ・ 背景調査に当たり、遺族が当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価する。
- ・ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

3 調査組織について

- ・ 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

4 情報発信・報道対応について

- ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

《自殺の背景調査の進め方》

児童の自殺という事態（いじめがその要因として疑われる場合）

背景調査を行う組織の設置

【背景調査の準備】

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。

【背景調査の実施】

- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価する。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

調査結果を踏まえた必要な措置

〈資料1〉 いじめ発見のためのチェックシート【保護者用】

	チェック項目	大丈夫	心配
朝の様子	朝、なかなか起きてこない。		
	疲れた表情である。またはぼんやりとしていたりふさぎこんでいたりする。		
	いつもと違って、朝食を食べようとしない。		
	登校時間が近づくと、体調不良を訴える。		
	いつも特定の友達が迎えに来る。		
登下校	友達の荷物を持たされている。		
	一人で登校（下校）するようになる。		
	遠回りして登校（下校）するようになる。		
	途中で家に戻ってくる。		
帰宅時	理由のはっきりしない衣服の汚れや破れがある。		
	理由のはっきりしないすり傷やあざがある。		
	すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。		
	帰宅時刻が遅くなる。		
	学校の話をしなくなる。		
	外出したがる。		
友人関係	特定の友達に対する言葉遣いが不自然でていねいである。		
	友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。		
	友達から頻繁に電話やメールがあり、それを気にする。		
	遊んでいるとき、友達から横柄な態度をとられている。またはとっている。		
	いじめの話をするとう強く否定する。		
家庭の様子	親と視線を合わせない。		
	家族と話をしなくなる。		
	親に反抗したり、兄弟姉妹やペットに八つ当たりしたりする。		
	お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出したりするようになる。		
	部屋に閉じこもりがちになる。		
	部屋にある持ち物がなくなっていく。		
	学習への意欲とともに成績が下がってきた。		
	食欲がなくなってきた。		
	ため息をつくことが多い。		
なかなか寝付けない。			

〈資料2〉 いじめ発見チェックシート【教師用】

	チェック項目	確認
朝 の 会	遅刻，欠席が増えたり，時刻ぎりぎりの登校が目立ったりする。	
	表情がさえず，うつむき加減でいることが多い。挨拶をしなくなる。	
	出席確認の際，声が小さかったり，頭痛や腹痛を頻繁に訴えたりする。	
授 業 中	授業始めに用具や机・椅子などが乱れている。周囲の児童が机や椅子を離そうとする。	
	所持品や机に落書きされたりする。	
	正しい答えを冷やかされたり，正しい意見なのに支持されなかったりする。	
	保健室やトイレに行きたがる。	
	テストの成績が急に下がり始める。 グループ活動で孤立しがちである。	
休 み 時 間	教室や廊下で，一人でいることが多い。あるいは，自分の机から離れない。	
	休み時間は，トイレや相談室に閉じこもることが多い。	
	用事もないのに職員室や保健室に来たり，部屋の周りをうろうろしたりする。	
	そばを通る児童が大げさに避けて通る。ちょっかいをかける。	
	物が壊れたり，事件が起きたりすると，その子のせいにされる。	
	遊びと称して友達と一緒にいるが，表情がさえない。	
	グループから外れて一人ぼつんとしており，沈みがちになっている。 理由がはっきりしないけがや汚れがある。	
給 食 時 間	机を寄せてグループを作ろうとしない。寄せても隙間がある。	
	特定の児童が配膳すると嫌がられる。	
	腹痛や体調不良を訴え，給食を残したり，食欲がなくなったりする。	
	特定の児童だけが片付けをさせられている。	
清 掃 時 間	人が嫌がる仕事ばかりしている。一人で離れて掃除をしている。	
	特定の児童の椅子や机だけが運ばれず，放置されている。	
	衣服が濡れたり汚れたりしている。	
	清掃後の授業に遅れてくることが多い。	
帰 り の 会	特定の児童の運動着が破られたり，靴が隠されたりする。	
	他の児童の持ち物をよく持たされる。	
	日記などに気に掛かる表現や描写が表れる。または何も書かなくなる。	
	急いで一人で帰宅したり，用もないのに学校に残っていたりする。	

〈資料3〉 いじめ発見チェックシート【学校用】

	チェック項目	確認
未然防止	一人一人の児童に声をかけ、児童のよいところを積極的にほめている。	
	一人一人の児童が活躍できる場を設定している。	
	自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れている。	
	児童同士で良いところを認め合う機会を設定している。	
	仲間意識を育てる活動を積極的に取り入れている。	
	分かる授業づくりに努めている。	
	教職員による小・中学校の連携が図られ、十分な情報交換を行っている。	
	児童の頑張りを家庭に伝えるなど、保護者とコミュニケーションをとっている。	
	家庭と連携しながら、児童の基本的な生活習慣の定着を図っている。	
	道徳や学級活動の時間等にいじめに関わる問題を取り上げ、指導している。	
早期発見・早期対応	児童会活動等で、いじめ問題との関わりで適切な指導や支援を行っている。	
	児童に幅広い生活体験を積ませ、社会性の涵養や豊かな情操を培っている。	
	児童と触れ合いながら、児童の変化をつかんでいる。	
	児童を複数の目で見守り、教室以外での児童の様子についても情報を集めている。	
	定期的にアンケート等を実施し、情報収集を図っている。	
	児童と信頼関係ができており、児童が悩みを相談している。	
	児童が教員やスクールカウンセラーにすぐ相談できる体制になっている。	
	児童や保護者に相談電話の窓口や電話番号を知らせている。	
	担任教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が積極的に連携している。	
	気になることが、すぐに管理職や学年主任、生徒指導主任に報告されている。	
指導体制	日常生活の変化等、気になることをすぐ保護者と話し合っている。	
	いじめ問題の解決に向け、全職員が一致協力することの認識が徹底されている。	
	いじめについての研修会を開き、職員間の共通理解を図っている。	
	児童が出すサインを見逃さず、その一つ一つの的確に対応する。	
学校外連携	いじめについての訴えに対し、問題を軽視することなく適切に対応している。	
	P T Aや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、いじめ根絶に向けたネットワークづくりを図っている。	
	家庭に対して、いじめ問題についての啓発を行うとともに、家庭訪問や学校だより等を通じ、家庭との連携を図っている。	
	家庭に対して、生徒指導の基本方針や問題行動への対処、関係機関との連携等について伝えている。	
必要に応じて、児童相談所、警察等の地域関係機関との連携協力を行っている。		

<資料4> いじめの背景調査「聴き取りシート」

「聴き取りシート」【いじめを受けた（被害）児童用】

令和 年 月 日
時刻 時 分から
時 分まで

記録者：

対象児童 年 組 氏名

<された場面について>

日時 (いつ頃から)	場所	だれにどんなことをされたか だれにどんなことを言われたか※その時の 気持ちはどうか	近くにいた人 (証人)
月 日 時			

<説明図 (だれにどの位置でどんなことをされたかなど) 見取り図>

<メモ>

「聴き取りシート」【いじめた児童（加害者）・傍観していた児童用】

令和 年 月 日
時刻 時 分から
時 分まで

記録者：

対象児童 年 組 氏名

<いじめに至ったきっかけについて>

--

<行った、または、見たことについて>

日時 (いつ頃から)	場所	だれにどんなことをしたのか だれにどんなことを言ったのか ※その時の気持ちはどうか	近くにいた人 (証人は)
月 日 時			

<説明図 (だれがどの位置でどんなことをしたのかなど) 見取り図>

--

<メモ>

--

